

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2020 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 2021年3月23日(火) 14時00分～15時30分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 19名、定足数 10名
4. 出席評議員数 15名
(会議室出席) 遠藤雅也、橘本賢次郎、椎橋良太郎、成松義文
(Web会議 Zoom システム出席) 安部俊朗((株)明治 執務室)、亀井美登里(埼玉医科大学 執務室)、蒲生恵美((公社)団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 執務室)、菅いづみ(個人宅)、久保英明(花王(株) 執務室)、桑崎俊昭((公社)日本食品衛生協会 執務室)、佐藤潔(日清ファルマ(株) 執務室)、清水秀樹(個人宅)、宗林さおり((独)国民生活センター 執務)、寺島大悟(コーケン産業(株) 執務室)、武藤正樹((社福)日本医療伝導会衣笠病院 執務室)
(欠席) 榊原仁嗣、佐藤秀隆、笛木正司、若尾修司
(出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議案
報告事項
 1. 2021年度事業計画
 2. 2021年度収支予算
 3. 業務執行状況報告
 - ・「特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会」について
 - ・日経SDGsフォーラム「トクホで考える新時代への健康」について
 - ・個別審査型品質規格認定制度について
 - ・消費者庁より受託した調査事業について
6. 会議の概要
冒頭で議長から、本日の評議員会は前回の評議員の改選で19名の評議員の内、新しい評議員が10名と入れ替わり、女性の評議員も増員となり、今後、新しい考え方や見識を持った良い形の評議員会を活発に運営していくよう努力していきたいとの挨拶があった。その後、本日はWeb会議 Zoom システム併用で開催することとなり、出席した評議員の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。

(1) 定足数の確認等

議長より定足数についての確認があり、青山事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。併せて、北島秀明評議員から昨年7月末日付けで退任の届出があったとの報告がされた。

(2) 議案の審議状況

議長が定款第28条第2項に基づき、議事録署名人2名の選出について諮ったところ、橋本評議員と久保評議員が出席評議員全員一致で選出された。

○報告事項

1. 2021年度事業計画
2. 2021年度収支予算

議長の指示により、2021年度事業計画について、事務局長より2021年度事業の運営方針、続いて総務部長より運営方針に基づき各部署別ごとの所掌事業計画についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

2020年度に消費者庁の「特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会」が開催され、当協会の矢島理事長が委員として出席し、様々な提案を行ったところであるが、2021度は、疾病リスク低減表示の範囲拡大に向けてのフォローアップを行いながら、同制度の活用に向けての課題に取り組み、同制度の改善及び発展に向けて関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。

併せて、保健機能食品全体の有り方、制度の将来像についても、健康食品業界からも賛同されるような視点も踏まえながら、当協会としての考え方を取り纏めるべく検討を進める。

また、およそ一年間の準備期間を経て、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約並びに施行規則が、昨年6月に公正取引委員会及び消費者庁長官より認定並びに承認を受け、同8月には施行されることとなり、それらを運用する公正取引協議会が設立された。その後、同協議会の機関運営や専門部会等の設置、セミナーの開催、会員からの相談に対する対応等を始めているが、2021年度からは本格的な活動を開始し、特定保健用食品広告審査会の開催運営、トクホ公正マークの活用促進を行い、特定保健用食品の表示広告の適正化を目指し事業を展開していく。

昨年度から開始した、会員事業者のための「いろいろ相談」事業、健康食品業界人向けの初級・中級実務者向けセミナーの実施、国内外の最新情報の定期的なメール配信など、会員のサービス向上を目的とした新規事業については好評を得ており、今年度もより会員にとって役立つよう充実してゆく。

2021年度の継続的事業での具体的な取り組みは以下のとおり。

JHFA認定事業では、2020年度から新たに、個別審査型の品質規格認定制度を導入し運用を開始しており、規格基準以外の個別製品にも対象を広げることによりJHFAマークの普及を図り、健康食品の信頼性向上に努める。またかなり以前に設定されたJHFA規格基準については、現時点においての様々な知見・観点から見直しを行い、改訂版の作成に着手する。

健康食品GMP認証事業においては、認定工場の総数が160を超えていることから、これら更新審査の件数増や、中小事業者からの新規申請の増に対応できるよう効率的な運用を目的として、認定の調査及び審査方法の見直しを行う。併せて、今年度は原材料版GMPガイドラインの見直しを進める。また、2020年度に設置したGMP認定事業者で構成されるOEM部会の活動を引き続き支援する。

安全性自主点検認証事業では、今年度にいわゆる「平成17年通知（錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に関わる考え方、及び原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン）」の見直しが予定されており、この機会に認証のスキームや評価方法の見直しを行い、本認証制度のあり方について検討する。

機能性表示食品関連では、引き続き「届出支援事業」、「分野別専門相談事業」及び「届出資料事前点検事業」を継続するとともに、「届出資料作成の手引書2021追補版」の作成を行い、機能性表示食品制度の更なる普及・発展に努める。部会活動においても、広告部会及び広告審査会を開催し、機能性表示食品の広告表示の適正化に努める。また、農研機構の研究レビュー実施における技術的協力や、各県の産業支援セクター等と連携し、機能性表示食品の届出に不慣れな事業者を対象に、コンサルテーションなどの相談事業及び説明会を実施する。

特別用途食品関連では、昨年度、消費者庁より受託した「医療施設における病者向け食品の利用実態等に関する調査事業」と「ビタミンDを含む栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業」から得られた知見を周知するとともに、制度拡充に向けた情報収集及び検討を行う。併せて、サルコペニア・リハビリ用食品の新規許可基準制定に向けた要望活動、とろみ調整用食品の申請支援、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会による「嚥下調整食分類2013」改定に対する業界意見の提出等に取り組む。

会員数の増を図るための新規入会プロモーションについては、今般の状況により中々直接的なアプローチが出来づらく、限定的な方策に留まっているが、状況が改善次第、入会時の負担軽減策や入会のメリットなどを解り易く整理しアピールできるような体制をもって、非会員事業者へ積極的に入会を働きかける。

事務局長より第2号議案2021年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

収支予算（案）については、経常収益は前年額より 691 万円余の減少になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」が積極的な新規入会プロモーションにより 50 社の入会を見込んで増加、「受取会費」は 2020 年度は入会金が免除される準会員の入会を多く見込んで計上していたが、今期は減少となっている。事業収益「安全性自主点検認証事業収益」は更新数が前年より少なくなることによる減となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」は愛媛県との通年にわたるアドバイス契約等をも見込み増額となっている。「指導士養成事業収益」については、食品保健指導士養成講習会は、今までスクール形式で開催していたが、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大防止によりオンライン開催をしたところ好評であったので、2021 年度は更に受講者数の増加を目指し増加、「講習会・セミナー事業収益」については、研修企画部による健康食品業界中堅クラスの方へ向けたセミナーや、機能性食品部による広告研修会、届出の基礎講座などを計画し増加となっている。「出版物収益」については、2020 年度に機能性表示食品制度詳説本の販売を計上したこともあり減少となっている。

経常費用については、前年額より 741 万円余の減少となっている。主な増減は「給料手当」の減少、「臨時雇賃金」が増加となっているが合計するとほぼ増減はない。

「旅費交通費」は、事業全体を通して遠方への出張等が少なくなったことにより減少、「修繕費」は貯水槽の水中揚水ポンプの修理が必要なためで計上したことにより増加となっている。「印刷製本費」は機能性表示食品制度詳説本の販売を計上したことにより減少、また、「会場費」は 2021 年度はセミナー等をオンライン開催することにより会場設備に経費がかかるので増加となっている。

また、人件費の割合は、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・通勤交通費・退職給付費用・法定福利費・福利厚生費・派遣委託費について合計すると全費用に対する人件費の割合は約 57%となっている。

公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 83%とこれを大きく超えている。2020 年 3 月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

議長： 資料 P3. 事業計画で、会員にとってメリットとしてとなる事業展開ということで、入会時の軽減負担策として準会員制度を導入したが、あまり反応が無かったとのことだが、その点をどのように捉えているのか、

また、資料 P5. 個別審査型 JHFA 制度を開始したとのことだが、申請が 1 件ということで、これについても事務局として現在の時点でどの様に考えているのか説明してもらいたい。

事務局長： 1 点目の準会員制度についてだが、この制度を設けた根拠は、今後の協会運営をどのようにしていくかについて考えた検討会の中で、入会金 30 万円を一度で支払うのは高額で負担ではないかという意見があり、その軽減策として準会員制度を設けることにした。準会員制度は最初の一年間は入会金を払わず試用期間として在籍してもらい、その後の状況で 3 年間かけて 10 万円ずつ支払ってもらうというものだが、実際に実施してみたところ、この制度を周知するのが大変であり、機能性表示食品を取っている企業にアプローチしたり、九州支部で普及をしたりしたが、対面で話をしないと難しいことや企業の担当者と話しても中々先に進まないということが分かってきた。現在も、GMP 取得会社で OEM をやっている会社に話をして周知をしているところだ。また、業務執行理事の中に担当の理事を決めているので、その方に企業の上の方に会って話を進めてもらい、会員を増やしていく努力をしたいと考えている

部長： 個別審査型 JHFA 制度についてだが、制度の受付開始が今年の 10 月で、その時点で会員に制度開始のアナウンスをして、実際には 11 月に申請企業が 1 件あり、12 月に審査会を行い、現在審査後の資料の再提出等おこなっている。問い合わせはいろいろもっている状態で、2020 年度は制度スタートの年であり、2021 年度は制度を発信し普及する年と考えている。

議長： 2 件とも十分な反応ではなかったということだが、重要なのは何がメリットであるか明確でないと企業は反応しない。具体的なメリットをネット等いろいろな方法で普及啓発してほしい。業界団体を通じて PR してもらおうとか企業でいう紹介制度を活用するとか積極的に PR していかないとメリットが伝わらない。また、協会の会員以外の企業に、協会に入会すると制度の申請のみならず様々な業界の知見を活用できる等様々なメリットがあるということをいろいろ相談室等とリンクさせて PR していくことが大事かと思う。

評議員： HACCP の件について、改正食品衛生法に基づき今年の 6 月より HACCP が完全義務化される。協会の HACCP の取組を教えてください。

事務局長： HACCP の導入について大きく分けると GMP を取っている事業者と取っていない事業者に分けている。GMP を取っている事業者については手引書を配布して HACCP の説明会を開催した。GMP を取っていない事業者については本年度説明会を開催してどのようなことをすればいいのか

説明させてもらう。協会の感覚としては健康食品の事業者には HACCP の考え方を理解してもらっていると考えているが、質問が出た場合はその都度個別に対応させてもらう。

評議員： 資料 P14. トクホの申請件数は減少傾向であるが、一方 P12. 機能性表示食品については 2021 年事前点検件数が 10 件と増えている。この傾向は仕方のないものか。

事務局長： トクホ制度のほかに新しく機能性表示食品制度ができたのだが、協会としての考え方は、機能性表示食品制度は事業者が届出をして、機能を事業者責任で謳えるというもので幅広く浸透させるにはいい制度だと考える。一方でトクホについては消費者庁が審査して許可をあたえたもので信頼性がある制度だと考えているが、トクホがこれから伸びるには疾病リスク低減というところまで表現できるのが大事だと考えている。現在、葉酸とカルシウムしかなく具体的にどのようにするのか、協会でも研究会を重ねてきたのだが、今後は疾病リスク低減表示ということがトクホの進む道だと考えるのでうまく育て行きたい。両方の制度が全体的に伸びていくことが業界が発展していくことだと考える。

評議員： 疾病リスク低減表示はかなりハードルの高いものか。

事務局長： 疾病リスク低減をどこまで何を基準にいえるようにするかということをも事業者だけでなく、消費者、審査をする専門の人にも分かるような一定のルールを作っていく必要がある。行政に頼るだけではなく協会としての一つの考え方を示して議論を積極的に進めていこうと考えている。

評議員： 実際にルール作りは始めているのか。

事務局長： 今回の検討委員会で理事長から協会としてはそういうことをするという話しをさせてもらっているので 4 月から積極的にやらせてもらう。

評議員： 渉外広報室関係で、ホームページの運用の拡充とあるが具体的にどのようなことか伺いたい。

事務局長： ホームページについては、当協会のホームページはあまり見やすいとはいえないのだが、大幅に変更しようとするとう費用がかかるということもあり、昨年 10 月から、まずトップページのところをリニューアルして消費者の方が入りやすいホームページにする作業をしている。順次情報を得やすいホームページにリニューアルしていきたいと考えている。

評議員： 消費者対応で、ホームページ運用の部分に付随して、当協会のホームページはスマートフォンに対応しているのか。今の若い人達はほとんどスマートフォンしか見ないのが現状なので、今後ホームページをリニュー

ーアルするならスマートフォンからアクセスできるようにしてはどうか。また、デザインについても考えたほうがよい。

事務局長： スマートフォンには対応はしていない。今後検討していきたい。

評議員： 消費者が協会のホームページにアクセスした時、少し地味な印象を受けるのでその点も考えてもらいたい。

評議員： ホームページは作っただけでは消費者が見てくれるものではない。スマートフォンからアクセス対応の話も出たが、ホームページに情報を載せたらそれを SNS で発信する、そこまでやって初めてホームページが生きてくると思う。そのような努力をしてはどうか。

3. 業務執行状況報告

- ・「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」について
- ・日経SDGsフォーラム「トクホで考える新時代への健康」について
- ・個別審査型品質規格認定制度について
- ・消費者庁より受託した調査事業について

常務理事より資料に基づき一括して報告の後、成松議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

議長： JHFA の個別審査型品質規格認定制度についてだが、個別審査型 JHFA は従来の JHFA 認定と同等と見てよいか。そうだとすると最終的には2種類に分かれてくると考えていいか。

常務理事： 従来の規格基準型の中でも個別審査をしてヒト試験で有効性があるということになると、資料図の中ほどの健康機能性合格品でもいけるようにし、2段階 JHFA にするという事を考えている。

議長： これは、個別の企業と確認して合格品を決めていくということか。

常務理事： 個別の企業から申請で、有効性のデータを出してもらい審査をして認定を受けてもらう。

議長： それと同じ素材の健康食品を他社が作った場合はどうなるのか。

常務理事： そのデータがAという会社が自分のところで試験したものであればA社とだけとなる。しかしそれがパブリッシュされた文献から持ってきたもので、協会の審査会で合格となればその文献を使って他社も出てくると思う。

議長： 正当な方法論で、同じ商品を同じ手順で合格品になったというプロセスを踏んだものについては複数の会社が商品を出すということになり、同じマークで販売するという方向にいくと考えているのか。

常務理事： そのようにしてほしいと考えている。それは今までの JHFA のものについてもある一定量入っていればそれは出来るようにしたいと思う。

議長： それは、レベルとしては機能性表示食品よりもワンランク下と見ていいのか。

常務理事： そうです。機能性表示食品の場合は SR をやらなければならないが、まだ機能性表示食品まではいかないというものについては JHFA の個別審査をやる。消費量が上がり、また調査が出来るようになれば、機能性表示食品にいつてもらう。そこからトクホ、その上の疾病リスク低減へいくという段階を作りたいと考えている。

議長： 将来的なことを考えている協会として、いわゆる JHFA マークの合格品と機能性表示食品とトクホの 3 つの商品群がこれから消費者に届くようにしていきたいということか。

常務理事： そのような仕組みにしたいと考えている。

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、16時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。